



かけはし

第20号(平成25年5月1日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部

部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

5月のさわやかな風を受けて鯉のぼりが、気持ちよく青空の中を泳いでいます。田植への準備も始まり、山々の緑が美しい季節となりました。GW、どこか遠くへ行ってみたいですね。

さて、新年度もスタートし、国民年金部では納付率にかかる新しい必達目標を掲げて、毎日の仕事に向き合っています。市区町村の皆様には、これからいろいろな部分で協力をお願いすることもあるかと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

機構からの連絡

後納制度について

後納制度の実施状況

後納制度に係る実施状況については以下のとおりです。(平成25年3月末現在)

○お知らせの送付件数	13,351,202件
○相談受付件数	642,618件
○申込書受付件数	552,088件

なお、後納制度が利用可能と思われる以下の方に対しまして、今後、順次お知らせを送付いたします。

- 平成25年4月30日～5月29日
50歳未満で平成16年度～平成18年度に対象期間を有する方
- 平成25年7月1日～7月31日
50歳未満で平成19年度～平成21年度に対象期間を有する方

公的年金からの介護保険料等特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金業務について、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税電子化協議会（以下、「経由機関」という。）を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

新年度になり、担当者の方が替わられるなど新たに特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介いたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

●過去の年次情報交換において、適正に特別徴収ができなかった事例をご紹介します。

<事例1>特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象者（コード01-03）として作成してしまった。

<事例2>特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。

<事例3>特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。

<事例4>当年（平成25年）に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年（平成24年）に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。

<事例5>介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。

<事例6>住所地特例対象者（コード01-02）として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者（コード01-01）として作成してしまった。

金額や通知コード等の設定誤りもしくはデータ送信漏れにより、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、普通徴収でご対応いただく事になります。

そのため、特別徴収依頼通知処理（年次）においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

【お知らせ】 旧農林年金受給者に係る「特別徴収義務者コード」について

平成24年4月1日から旧農林年金事務が日本年金機構に移管されました。そのため、平成25年1月に日本年金機構より提出した旧農林年金受給者に係る「公的年金等支払報告書」に記載されている「特別徴収義務者コード」は以下のとおりとなっております。

平成25年 : 「999:厚生労働大臣」
(平成24年以前:「687:厚生労働大臣(農林)」)

なお、日本年金機構より通知する特別徴収対象者情報(年次及び月次)にも「特別徴収義務者コード」が含まれていますが、旧農林年金受給者に係る通知を行う場合、従前どおり「687:厚生労働大臣(農林)」となっております。

このことにつきましては、平成25年1月28日に地方税電子化協議会より発出されている「旧農林年金受給者に係る公的年金等支払報告書特別徴収義務者コードの取り扱いについて(お知らせ)」をご参照ください。

！ ご注意ください ≪「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点≫ ！

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、死亡(コード41-01)を原因とする資格喪失等通知は、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、年金の支払いも停止しますので、通知の際は充分ご注意ください。

41-01	資格喪失等通知(死亡)
41-02	資格喪失等通知(転出)
41-03	資格喪失等通知(市町村の特別事情)
41-04	資格喪失等通知(適用除外)

特に「転出」による資格喪失を誤って「死亡」と通知されているケースやシステム上の初期設定値であるということで「死亡」と通知されているケースが大変多く見受けられます。資格喪失通知を作成する際は喪失事由をご確認の上、作成してください。

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧いただきますようお願い申し上げます。



介護保険料等特別徴収における情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先

日本年金機構 業務管理部 業務調整グループ 03-5344-1100(代表)

※年金受給権者様からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または、年金ダイヤル(0570-05-1165)をご案内願います。

日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。

年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。

トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒右メニュー「年金受給者」

⇒全てに共通する制度「年金からの介護保険料などの徴収」

国民年金の業務を担当されている方々へ『公的年金加入状況等調査』のお知らせ (事業統計G)

本年10月28日から11月21日までの間、国民年金法（昭和34年法律第14号）に基づき、厚生労働省からの委託により日本年金機構が「平成25年公的年金加入状況等調査」の事務の一部を実施することになっています。前回、平成22年調査において統計調査員の確保・選定に苦慮したため、厚生労働省年金局事業企画課長より、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市の保健統計主管部、社会福祉統計主管部に対して、平成25年3月4日付けで通知（年管企発0304第1号）【別添】を发出し、「国民生活基礎調査」等の国及び地方自治体が実施する調査に携わった統計調査員の方々に対し、日本年金機構が本調査の調査員の募集を行っている旨、そして、都道府県に管下の市区町村に対しても、上記と同様の周知をお願いしました。

「平成25年公的年金加入状況等調査」の調査対象地区は、6月中に決定します。その際に厚生労働省より調査対象地区となった各自治体の保健統計主管部、社会福祉統計主管部に通知を发出し、「国民生活基礎調査」の調査員として、市区町村に登録されている統計調査員を推薦していただくよう依頼する予定です。**年金事務所から連絡があった際は**、統計調査員に対して、「公的年金加入状況等調査」にご協力いただくよう、周知及び調査員の推薦の方よろしくお願い申し上げます。

1：調査の目的

公的年金の加入状況・受給状況、就業状況、世帯の状況及び公的年金に関する周知度等を調査し、公的年金加入状況・受給状況ごとの実態を把握することにより、年金事業の運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的としています。

2：調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法で行います。

3：業務内容

- ・調査期間：平成25年10月28日から平成25年11月21日
- ・業務内容：調査説明会への参加、調査員による訪問調査、回収、取りまとめ等
- ・調査対象：全国1,800地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内（50世帯目途）の全世帯の15歳以上の世帯員
- ・謝金額：30,000～50,000円程度（交通費、写真代込）回収実績に応じ変動

※調査員を希望される方がいらっしゃいましたら、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

HP：<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

調査全体に関して、ご不明の点は、下記まで問い合わせ願います。

日本年金機構 本部 事業企画部

事業統計G 担当 竹内 若王子

Tel：03-6892-0744



【別添】

年管企発 0304 第 1 号

平成 25 年 3 月 4 日

各都道府県保健統計主管部（局）長 殿
各都道府県社会福祉統計主管部（局）長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



平成 25 年公的年金加入状況等調査について（お願い）

平素から公的年金業務の円滑な運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、公的年金加入状況等調査を 3 年に 1 度実施しており、本年 10 月から 11 月にかけて、標記の調査（以下、「本調査」という。）の実施を予定しております。なお、本調査の概要は、【別紙】のとおりになります。

本調査につきましては、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づき、事務の一部を日本年金機構に委託することとしておりますが、本調査を実施するにあたり、以下の 2 点につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ① 公的年金加入状況等調査は、調査員が調査対象となる世帯を直接訪問する方法で行っておりますが、調査員の確保に苦慮しているところです。このため、平成 22 年（前回）調査でもお願いいたしました。今回の調査においても、調査員の確保が円滑に行えるように、本年 6 月及び 7 月に厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」等の国及び地方自治体が実施する調査に携わった統計調査員の方々に、本調査の調査員としてご協力いただくことを考えております。

つきましては、「国民生活基礎調査」等の国及び地方自治体が実施する調査に携わった統計調査員の方々に対し、日本年金機構が本調査の調査員の募集を行っている旨を周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、管下の市区町村に対しても、日本年金機構が本調査の調査員の募集を行っている旨を周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別途、日本年金機構より、「平成 25 年公的年金加入状況等調査 調査員募集のお知らせ」をお届けし、貴職へ調査員募集についてのご協力をお願いいたしますので、その際はご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【別添】

- ② 本調査は、「国民生活基礎調査」の後続調査として実施されるものであり、本調査の実施にあたっては、「国民生活基礎調査」の地区要図及び単位区世帯名簿を利用する予定です。

つきましては、本年7月から8月頃に、日本年金機構の職員が、「国民生活基礎調査」の地区要図及び単位区世帯名簿の取得のため貴職へ伺った際には、当該資料の複写にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成25年 公的年金加入状況等調査の概要（案）

1. 調査の目的

公的年金の加入状況・受給状況、就業状況、世帯の状況及び公的年金に関する周知度等を調査し、公的年金加入状況・受給状況ごとの実態を把握することにより、年金事業の運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象及び調査客体の抽出方法

(1) 調査対象

平成25年10月31日現在の全国の15歳以上の世帯員を対象とする。

(2) 調査客体の抽出

平成25年6～7月に実施される「国民生活基礎調査」の調査区から層化無作為抽出法により全国1,800地区を本調査の調査区として抽出し、当該地区内の全世帯の15歳以上の世帯員を調査客体とする。

3. 調査の方法及び調査系統

(1) 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に調査対象者が自ら記入し、後日、調査員が回収、確認する方法で行う。ただし、調査員が再三訪問しても不在であった世帯や、調査対象者が強く希望した場合には、郵送により回収する。

(2) 調査系統

厚生労働省←→日本年金機構←→調査員←→調査世帯

4. 調査期間

平成25年10月28日（月）～平成25年11月21日（木）

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料は、月額15,040円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所および町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月分から平成26年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月分から平成25年6月分までの期間（前一年間分）についても申請することができますので、前一年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

今号でかけはしも第20号の発刊となりました。
これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。
ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。